動物舎棟の清掃業務

1 基本的事項

- (1) 清掃業務の実施に必要な人員を常時配備するものとする。
- (2) 原則として県の休日及び水曜日を除く日の午前9時から正午までの間で清掃業務を行う。 ただし、休日が3日以上続く場合は、県と協議の上、実施日及び作業内容等を決め業務 を実施するものとする。
- (3) 作業員は、社名を使用した衣服を着用するものとし、その経費は事業者の負担とする。

2 清掃業務名等範囲

(1) 清掃業務名及び実施日

清掃業務名	実 施 日	備考
日常清掃	月曜日	実施日が祝・休日にあたる場合は除外する。
	火曜日	ただし、連休が3日以上となる場合は、県と
	木曜日	協議の上、実施日及び作業内容等を決めて行う
	金曜日	こと。
飼育用ケージ の洗浄等	同上	同上

(2) 作業内容

① 日常清掃 (飼育室)

ア 室内及び飼育用ケージ

ウサギ、ガチョウ、ニワトリ、マウス、ラット等の飼育室内の床(面積:256.8m²) 及び飼育用ケージ(以下「ケージ」という。)を資機材により水洗いする。

なお、ケージの洗浄は②のとおりとする。

イ 汚物処理

ウサギ、ニワトリ等の各飼育室から出る汚物を所定の場所に収集・集積する。

ウ 洗濯作業

白衣、作業衣の洗濯を週1~2回実施する。

② ケージの洗浄等

ア ケージの洗浄工程

(ア) 一次洗浄

各飼育室前においてある使用済みのケージを洗浄室に運び、付着しているチップ、汚物等をかき出した後、水洗いしたケージを薬液槽につける。

(イ) 二次洗浄

薬液槽から取り出したケージを洗浄機のベルトコンベアーに順次並べ入れる。

(ウ) 整理

洗浄機出口から洗浄されたケージを取り出し、整理棚に並べ、自然乾燥させる。

(エ) 滅菌 ケージをオートクレーブで滅菌処理した後、各飼育室に運ぶ。

(オ) チップ詰め

滅菌されたチップを一定量ケージに入れ、各飼育室に運ぶ。

イ その他の洗浄

ケージ以外のトレー、専用スリッパ等の洗浄を行う。

3 遵守事項

- (1) 清掃業務等の実施にあたっては、動物を怯えさせることのないよう細心の注意を払い、 誠意をもって実施すること。
- (2) 事業者は、清掃業務終了後、清掃業務報告書等により県の検査を受けるものとする。
- (3) 前項の検査の結果、作業内容が不適当と認められたときは、県の指定した時間までに再作業をすること。